

## 第7章 ミャンマー連邦

### ア. 法体系

ミャンマーにおいては、1988年の軍部の介入によりそれまでの社会主義体制は放棄され「国家法秩序回復評議会（State Law and Order Restoration Council : SLORC）」による軍部独裁政治体制となっている。SLORCは、1995年から新憲法の制定作業を本格化し、2003年には憲法原案のための国会が開かれるようになった<sup>1</sup>。

SLORCは1997年に、「国家平和開発評議会」（State Peace and Development Council : SPDC）と改名している<sup>2</sup>。新憲法は、市民の平等に関して1974年の旧憲法同様の基本方針により作成されている<sup>3</sup>とあるが詳細は不明である。

ミャンマーでは、現軍事政権が社会主義時代の法規の改廃に乗り出しているとはいうものの、「ビルマ法典」と体系的に乖離した行政法規中心の法形成スタイルは、社会主義時代のまま踏襲されているといえる。家族法分野においては、現行の慣習を反映するものとして判例の法源性が重視されるとともに、英国統治以前の王国時代から引き継がれたダマタツ（法典）、ヤザタツ（国王判決）、ピヤットン（司法判例集）、といった成文化された古来の慣習法が参照されている<sup>4</sup>。

現行の司法体制は、最高裁判所を頂点とする一元的な普通裁判所システムが、司法機能を集約するもので、いわゆる「司法府の独立」を前提としている。最高裁の統括のもとに、州・特区毎に17か所の高等裁判所、63か所の地方裁判所、323か所の地区裁判所、および特別裁判所として少年裁判所・都市裁判所・交通裁判所が合計22か所設けられている。最高裁は、これらシステム全体で裁判官の人事を掌握するとともに、個々の裁判を調査し職権による監督権能を有するなど、案件管理全般に統率を及ぼしている。また個々の裁判官は、法のみに基づいて独立して裁判を行うこととされている<sup>5</sup>。

### イ. ドメスティック・バイオレンスに関する法律

ドメスティック・バイオレンス（DV）、配偶者からの暴力に関する特別法は存在しない<sup>6</sup>。

女性のための国家委員会（Myanmar National Committee for Women's Affairs: MWCWA）は、女性に対する暴力を危惧し、その防止と被害者の更生をめざして国内にカウンセリング・センターを作りカウンセラー訓練を行なっていると、国連女性差別撤廃条約委員会には報告されている<sup>7</sup>。しかし、NGOレポートは、MWCWAの「女性に対する暴

<sup>1</sup> 安田 2000:303-313 ページ

<sup>2</sup> Skidmore 2002:p.78

<sup>3</sup> Union of Myanmar 1999:p.4

<sup>4</sup> 金子 2004:6 ページ

<sup>5</sup> 同上

<sup>6</sup> US Department of State 2007

<sup>7</sup> United Nations Committee on the Elimination of Discrimination against Women 2001:p.3

力」の議論にはドメスティック・バイオレンスが含まれておらず、軍事政権は女性に対する暴力が存在することを否定していると訴えている<sup>8</sup>。

ミャンマー女性問題連盟 (Myanmar Women's Affairs Federation : MWAF) は、時に、警察を含む地方政府機関に、ドメスティック・バイオレンスのケースの捜査要請を行っているが、MWAF は軍事政権の指導者の妻などで構成されており、警察は、MWAF に照会されたケースならば捜査を行うようだ<sup>9</sup>。

また、ミャンマーでは依然として女性への暴力が横行しており、国連女性差別撤廃条約 (CEDAW) に提出された内容を疑問視する論文もある<sup>10</sup>。

### ウ. ドメスティック・バイオレンスの定義

家庭での配偶者からの暴力犯罪がどのように定義され、どの法で裁かれているのか詳細は不明であり、2007 年の国連女性差別撤廃条約へのミャンマー政府の報告書でも、他国と違い法律やその定義に関する記述は見られない<sup>11</sup>。

タイに本拠地を置く NGO、ビルマ弁護士協会がホームページ上に掲載している刑法によると、暴行罪と強姦罪の刑罰は以下の通りである。

#### ○暴行罪 (criminal force and assault)

- ・刑法第 349 条から第 352 条で暴行罪が定義され、刑罰は、最高 3 ヶ月の懲役と定められている。

#### ○強姦罪

- ・配偶者からの強姦は法律上存在しない<sup>12</sup>。刑法第 375 条および第 376 条は、加害者を終身隔離懲役もしくは 10 年の禁固となっているが、隔離懲役は植民地時代、犯罪者を植民地へ送るというものであり、この法が今日有効に活用されているとは考えにくい<sup>13</sup>。

### エ. 加害者に対する命令

法律上、どのように加害者が加害者と認識され命令がくだされるのかは不明。

<sup>8</sup> WCRP 2006:p.9

<sup>9</sup> US Department of State 2007

<sup>10</sup> Skidmore 2002:pp.91-92

<sup>11</sup> Union of Myanmar 2007

<sup>12</sup> US Department of State 2007

<sup>13</sup> Bleak 2003:p.232

## オ. 司法手続

司法は軍より独立しておらず、軍事政権に任命された最高裁判所長官がその下の裁判官を任命する仕組みになっている。司法システムはイギリスよりもたらされたものである<sup>14</sup>。

## カ. 司法手続等における加害者更生の位置づけ

不明

## 参考文献

金子由芳 2004年3月『法の実施強化に資する立法支援のありかた：ミャンマー向け経済法制支援を素材として』独立行政法人国際協力機構国際協力総合研修所

安田信之 2000年『東南アジア法』 日本評論社

Bleak, Brenda. 2002. *Gathering Strength: Women from Burma on their Rights*. Chiang Mai, Thailand: Images Asia.

Skidmore, Monique. 2003. "Behind Bamboo Fences: Forms of Violence Against Women in Myanmar." *Violence Against Women in Asian Societies*, edited by Lenore Manderson and Linda Rae Bennett. London: RoutledgeCurzon. pp. 76-92

Union of Myanmar. 1999, June 25. "Consideration of Reports Submitted by States Parties under Article 18 of the Convention of the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women, Initial Reports of State Parties, Myanmar." CEDAW/C/MMR/1. New York: United Nations.

<http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/22sess.htm> (accessed on March 12, 2008)

Union of Myanmar. 2007, September 4. "Consideration of Reports Submitted by States Parties under Article 18 of the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women, Combined Second and Third Periodic Reports of States Parties, Myanmar." CEDAW/C/MMR/3. New York: United Nations.

<http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/reports.htm> (accessed on March 12, 2008)

United Nations Committee on the Elimination of Discrimination Against Women. 2001, July 27. "Summary Record of the 450th Meeting at the Committee on the Elimination of Discrimination Against Women's 22nd Session on 27 July, 2001—Consideration of Reports Submitted by States Parties under article 18 of the Convention (Myanmar)." CEDAW/C/SR.450. New York: United Nations.

<http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/22sess.htm> (accessed on March 12, 2008)

US Department of State, Bureau of Democracy, Human Rights, and Labor. 2007, March 6. "Burma: Country Reports on Human Rights Practices – 2006."

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2006/78768.htm> (accessed on March 7, 2008)

Woman and Child Rights Project (WCRP), Southern Burma. 2006, June. *The Plight of Women and Children in Burma*, Issue No.3. Bangkok: Thailand.

Myanmar Penal Code. Available on the Website of Burma Lawyers' Council at <http://www.blc-burma.org/html/Myanmar%20Penal%20Code/mpc.html> (accessed on February 6, 2008)

---

<sup>14</sup> US Department of State 2007